

令和2年度山形県歯科医師会 法歯学 WEB セミナー

ZOOMによる
オンライン開催

令和2年11月15日（日）9時～12時（180分）

標記セミナーは、コロナウイルス感染拡大を防ぐため下記のとおりWeb研修といたします。

講演1（80分）

講演「災害時医療における法歯学—13年間の感謝を込めて—」（録画配信）

講師 奥羽大学歯学部生体構造学講座法歯学教授

山形県警察歯科医会顧問 花岡 洋一先生

講演2（80分）

講演「改めて災害時遺体安置所の設営を考える」（録画配信）

講師 岩手医科大学法科学講座法歯学・災害口腔医学分野

准教授 熊谷 章子先生

対象者 山形県歯科医師会会員、山形県警察本部・酒田海上保安部、歯科医療従事者
山形歯科専門学校・やまがた歯科衛生士お役立ち情報登録者

WEBセミナー参加申込方法

受講希望される方は本会ホームページの入力フォームまたは下記QRコードよりお申込みください。携帯電話のアドレスや『迷惑メール』『受信拒否』『指定ドメイン受信』など設定している場合、招待状メールが届かないことがありますので、受信できる状態でお申込みください。

受講申込が正常に完了すると、Googleフォームより「次の内容を受信しました」という受講申込完了メールが届きます。これで受講申込は終了です。

【申込締切】11月6日（金）

※招待メールは、11月10日以降お送りします。



【問い合わせ先】山形県歯科医師会事務局 mail: keishi@gaea.ocn.ne.jp

TEL: 023-632-8020 FAX: 023-631-7477

災害時医療における法歯学

—13年間の感謝を込めて—

奥羽大学歯学部生体構造学講座法歯学 花岡洋一

この度は、令和2年度山形県歯科医師会 法歯学 Web セミナーにお招きを賜り大変
光栄に存じます。

振り返りますと、平成20年に初めて山形県警察歯科医会研修会での講演会にお招
きを賜ってから本日まで、様々な形でお話しをさせて頂く機会を頂戴し、平成27年
から山形県警察歯科医会顧問に就任させて頂く栄に浴しました。この間、私事で恐縮
ですが、東京歯科大学から奥羽大学へと籍を移しながらも、36年間大学教員として法
歯学一筋に打ち込んでくることができました。

本年もまたこのような名誉な機会を頂戴致しましたので「災害時における法歯学」
と題し、これまでの総まとめという形でお話しをさせて頂ければと考えております。
本来であれば、皆様方のご尊顔を拝しながらお話しをさせて頂くことを願っておりま
したが、このコロナ禍においてビデオでの講演となりましたことをご容赦賜ればと存
じます。

まず「災害」とはなんでしょうか？これは災害対策基本法の第1章に明確に記載さ
れており、この定義にあてはまった場合、災害救助法等の法律が適用されることとな
ります。では「大規模災害」の定義とは何でしょうか？実はどこからが「大規模」か
という法律上の定義は存在しません。平たく言えば、それぞれの機関や組織がそれぞ
れに定義づけているというのが現状です。

次に私が専門とする「法歯学」とはいったいどのような学問なのでしょう？「法
歯学」は「法医学」から派生した学問であることに間違いありませんが、現在は独自
の学問体系をもった独立した学問として存在しています。そして「法歯学」が社会に
貢献することのできる大きな役割の1つが「歯科的個人識別」であり、その威力を大
いに発揮した、というよりは発揮せざるを得なかった近年の大規模災害が東日本大震
災です。私は結果的にではありますが、より被害の甚大であった「岩手」「宮城」「福
島」の3県全てに個人識別の支援に入らせて頂いた唯一の歯科医師となり、大変貴重
な経験をさせて頂きました。

さて大規模災害時における歯科界の初動の役割は、大きく救急救護と個人識別に分
けられます。そして両者は共に「災害時医療」に他なりません。しかしながら「個人
識別」を「医療」と呼ぶことに違和感を感じる方も少なくないようです。しかし個人
識別は明らかに災害時医療の一翼であり、「最後の医療」に位置づけられるものです。
では何故「個人識別」は「医療」なのでしょう？今回、その答えを私なりに解説さ
せて頂きたいと存じます。

改めて災害時遺体安置所の設営を考える

岩手医科大学法科学講座法歯学・災害口腔医学分野

熊谷 章子

これまで岩手医科大学法科学講座法医学分野前教授の出羽厚二先生が中心となり、各地で実施していたシミュレーションキットを使用した遺体安置所設営の机上訓練を、山形県の皆さんにも体験していただく予定でしたが、残念ながらウェブ講演となってしまいましたので、今回はこれまで岩手県で開催された大規模災害訓練での遺体安置所設営の様子を中心にご紹介いたします。能動的な部分も盛り込みますので、お手元にメモ用紙と筆記用具をご準備してお聞きください。

歯科医師の皆さん、「遺体安置所の設営なんて警察の仕事だ」と考えていませんか？ いいえ、実は自治体の責務なのです。しかし自治体の職員が遺体の検査をすることはありません。一方で遺体の検査という重責を担う歯科医師が現場の設営に無関心でいると、自分自身の作業環境を悪化させます。更には全体の常務遂行にも支障をきたします。災害の種類、インフラ状況、死体数、死体の状況、人員の参集状況、そして気温を考慮し、遺体の検査に携わる者たちによって、適切な遺体安置所の設営・運営を考えなければなりません。それは犠牲者の身元の誤認を防ぐだけでなく、対応者や遺族の心的ストレスの軽減に繋がります。

岩手県での遺体安置所訓練では、警察、岩手医大、岩手県歯科医師会による事前打ち合わせと準備に時間をかけます。これにより、他の対応者の作業内容への理解も深まります。必要な備蓄物品は何か、それは誰が準備するのか（警察？歯科医師？）など、思わぬことに気付くこともできます。日ごろから備えているつもりでも、訓練のたびに設営の不備や物品の不十分さに気づかされるものです。

今回の講演で、歯科医療従事者の皆さんには「遺体安置所に行けば、すぐに作業できるように誰かが準備してくれている」などと思わず、警察や海保の皆さんには、「歯科医師のやることは歯科医師に任せておけばいい」などと思わず、遺体安置所での運営に関わる皆さんが、災害への備えを改めて考えるきっかけになれば幸いです。